

平成 26 年 天草市農業委員会第 8 回総会議事録

平成 26 年 8 月 26 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（32 名）

1 番	君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	君
9 番	-	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	16 番	川峯正美君
17 番	君	18 番	森岡一正君
19 番	黒川紀世子君	20 番	橋本正寛君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	山田勝彦君
25 番	前田達也君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	梅田良二君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（4 名）

1 番	鶴田雄士君	8 番	中村三千人君
17 番	川崎眞志男君	29 番	小堀田幸一君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（7 名）

事務局長	森内健二	局長補佐	林泰裕
課長補佐	山田良昭	主幹	瀧本由一
参事	藤崎眞二	参事	小川隆基
主査	寺澤大介		

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 40 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 41 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 42 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 議第 43 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の取消について

日程第 7 議第 44 号 非農地通知書交付申請について

日程第 8 議第 45 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）について

日程第 9 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（森内健二君） 皆さんこんにちは。総会を始めます前に、8月12日に突然お亡くなりになりました小松委員のご冥福をお祈りするために、1分間の黙禱をしたいと思います。恐れ入りますが、ご起立をお願いします。黙禱。

ありがとうございました。ご着席をお願いします。なお、小松委員の地区担当を橋本委員が引き継いでもいいと申し出がありました。ありがとうございました。今後案件が出た時にはよろしくをお願いします。

また本日は総会の傍聴の申し出がありましたので、許可をしています。それでは、ただいまから平成26年第8回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えをお願いします。本日は鶴田会長が欠席でございますので、稲田会長職務代理者からご挨拶をお願い致します。

○議長（稲田秀敏君） 皆さんこんにちは。8月に入りまして、雨続きですね。昨日の新聞では熊本市の雨が降らなかった日は1日だけであるとのことでした。また今月の20日には中国地方、広島では土砂災害で90名を超す被害者が亡くなっています。私たち天草でも40数年前上島を中心に200数十名尊い命が奪われました。そういったことで、いつどこで災害が起こるか分からない状態です。私達も十分注意したいと思います。最後になりましたが、一昨日の新聞で私達農業委員会の福本委員が金婚式を迎えられるということで、おめでとうございます。先程事務局長が申されたように、会長が所用で欠席ということで、代理で議事を進行していきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○事務局（森内健二君） ありがとうございました。本日は1番鶴田会長、外3名から欠席の届出が出ておりますが総会は成立しております。それでは議事の進行は稲田会長職務代理者をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（稲田秀敏君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） それでは、12番、山本友保委員、14番、福本富人委員を指名致します。

○議長（稲田秀敏君） 日程第2、議第39号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1番について説明します。宮地岳町の譲受人は宮地岳町の譲渡人より、宮地岳町の田4,517㎡、畑1,020㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲及び野菜を栽培される計画です。

2番について説明します。宮地岳町の譲受人は宮地岳町の譲渡人より、宮地岳町の畑845㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

3番について説明します。下浦町の譲受人は下浦町の譲渡人より、下浦町の畑813㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはみかん等果樹を栽培される計画です。

4番について説明します。下浦町の譲受人は北九州市の譲渡人他4名より、下浦町の畑694㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。

5番について説明します。南町の譲受人は福岡県糟屋郡の譲渡人より、本町の田6,837㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲を栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 6番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より河浦町の田5筆2,070㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、水稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（稲田秀敏君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番、川峯です。3条の1番について説明致します。場所は宮地岳町の中央に位置します。譲受人と譲渡人は親子でございます。譲渡人が病気をされまして、全然農業できないわけではないのですが、息子に譲って耕作していきたいということでございます。同世帯に90歳近いおじいさんがいるのですが、すごく元気でして、この前私が伺った時も柿の木に脚立を立て掛けて脚立の上で柿に袋かけをされておられました。まだトラクターも乗られます。このおじいさんのおかげで田や畑でいい作物を作られております。何も問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○16番(川峯正美君) 16番、川峯です。3条の2番について説明致します。場所は先程の1番の近くです。譲渡人と譲受人は近所の方です。これまでも譲受人が借りてレタスをずっと作っておられます。今回売買によって所有権移転したいということですが、申請地が家の近くなので、どうしても譲受人が買いたいとのことでした。なお、奥さんと子ども土日は手伝いをされておられて、レタス、オクラともに出荷されております。優秀な農家でございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(稲田秀敏君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○28番(松岡健吾君) 28番、松岡です。3番について説明致します。場所は本渡東小学校付近になります。この案件は贈与ですが、実際は3人による交換になります。今回は諸事情により申請に至っておりません。結果的に土地を集約できて効率的に耕作できるようになるのでいいことだなと思います。

○議長(稲田秀敏君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田秀敏君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○28番(松岡健吾君) 28番、松岡です。場所は、下浦町字長山の国道266号線から少し南に入ったところになります。自分の畑の続きということもあり、本家で買いたいというこ

とで申請されています。果樹を栽培するという事で問題ないと思いますが、よろしく審議をお願いします。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に5番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。5番について説明致します。まず場所ですが、本町の中央に小学校がありますが、そこから500m以内のところにあります。譲受人の住所は本渡ですが、両親は本町に住んでいるので譲受人夫婦が実家に耕作しにきている現状でございます。ここは以前タバコを作っていましたけれども、現在では水稲と高菜と牛を18頭程飼っております。そういう認定農家でございます。譲渡人が福岡へ移転するにあたり土地を処分したいということだったので、譲受人が規模拡大のために買うということで商談がまとまったということです。よろしく審議をお願いします。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に6番について担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番、小川です。6番について説明します。先程事務局より説明がありましたとおり、申請地は河浦町崎津の国道から旧富津小学校方向へ1キロ位入ったところにあります。周囲には水田が広がっておりますが、譲受人は水稲を中心に農業を営んでおり、この度自宅近くの水田を経営規模拡大のため売買により取得される予定です。現地も農地として保全管理がなされており、取得後は水稲を栽培される予定です。不許可要件にも該当しておりません。問題はないかと思われませんが、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（稲田秀敏君） 日程第3、議第40号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） お手元の資料②の3ページ及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。下浦町の申請人は、太陽光発電施設を設置したいため、下浦町の田1,264㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（稲田秀敏君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。場所は下浦の端にある栖本トンネルの手前から金焼方面に500m程行ったところですが、ここに太陽光発電施設を作りたいとのこと。スクリーンでご覧のとおり、申請地のみ農地で周りは山です。特に問題ないと思いますけれど審議をよろしくをお願いします。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 2番について説明します。倉岳町の申請人は、牛舎及び牛の運動場にしたいため、倉岳町の田1,105㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は農用地区域内の農地であるため許可できませんが、天草農業振興地域整備計画において用途区分が農業用施設用地として変更されているため例外的に許可することができます。一般基準については、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（稲田秀敏君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。2番について説明致します。申請地は谷間にあり、左側の赤線のところを掘りあげているところです。申請者は現在繁殖牛を90頭位、育成からすると95頭位を飼育して一生懸命がんばっている認定農家の一人でございます。たばこも何町か作っている状態でございます。飼料稲等を置く場所がなかったということで既に埋めているため、始末書がついております。よろしく審議をお願いします。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 3番について説明します。志柿町の申請人は、駐車場としたいため志柿町の畑135㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に整地し駐車場として利用してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（稲田秀敏君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。3番について説明します。場所は瀬戸のループ橋から下浦の方に600m程進んだところから山手へ入ったところです。この土地をすでに車庫にしていたため、始末書が出ております。区長の同意ももらっております。周りに農地はありません。特別問題ないと思いますけれど、審議をよろしくをお願いします。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（稲田秀敏君） 日程第4、議第40号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 引き続きお手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。中村町の譲受人は貸駐車場とするため、中村町の譲渡人から中村町の畑 261 m²を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（稲田秀敏君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。申請人はただいま事務局説明のとおり、売買により取得し貸駐車場として転用したいということです。場所は市役所別館の近くです。資料は4ページをご覧ください。近隣は住宅地であり、自己駐車場2台と貸駐車場2台として利用されます。雨水は道路側溝を利用します。隣接同意書も添付してあります。周辺は住宅化が進んでおり特に問題ないかと思いますが、よろしく審議をお願いします。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 2番について説明します。北原町の借受人は、社会福祉施設グループホームを建設したいため、丸尾町の貸渡人から、北原町の畑 465 m²を賃借権により借り受け転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（稲田秀敏君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。2番について説明致します。申請人はただいま事務局説明のとおり、賃借権設定により借り受け、社会福祉法人のグループホームを建設したいということです。場所は北原町のナフコ本渡店付近になります。資料は4ページ現地状況は前方スクリーンをご覧ください。申請地周囲には福祉施設が複数あり現在60名の方が入所され社会復帰や自立を目指してがんばっておられます。木造2階建てで車8台分の駐車場となっております。給水は市水より、生活排水等は下水道へ、雨水は道路側溝を

利用されます。隣接農地はなく、周囲は宅地化が進んでおりますので特に問題ないとおもいます。よろしくご審議お願い致します。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。南新町の譲受人は宅地分譲するため、熊本市東区の譲渡人外1名から本渡町の田2,703㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（稲田秀敏君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。3番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり売買により取得し、宅地分譲を目的とした造成をしたいというものです。場所は広瀬川今釜橋の近くで、資料は6ページを現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。この場所は長年遊休地で遊んでいましたが、委員会事業の一つであるひまわり植え付けを本渡地域の第1回目で栽培された場所となっております。その後今年の春先まで牧草を栽培されました。申請地は小学校、中学校にも近く、住宅化が進んでいる地域です。宅地分譲10区画を整備されます。造成時は隣接する農地に一切迷惑が掛からぬよう最大限被害防除に努めます。給水は市水より、生活排水等は下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。隣接同意書が一部取れていないため、理由書が添付してありますので読み上げます。

「隣接所有者の一部不同意書について。不同意理由として、造成工事着工前段階で申請地との境界の確定を行い、その境界から申請地側に1,000mmから1,500mmの緩衝帯（あぜ道）を設けることを条件として同意する旨の意見があり、現段階（本農地転用申請時）においては、その手続き及びその条件を協議することが時間的に不可能であるため。平成26年8月10日、申請者」

となっております。なお、隣接同意書は法定書類でないため、耕作者に影響がなければ添付の必要ないこととなっております。問題ないかと思いますが、審議をよろしく願います。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 4番について説明します。下浦町の譲受人は、農業用倉庫及び駐車場としたいため、下浦町の譲渡人から、下浦町の畑411㎡を贈与により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。なお、既に倉庫が建てられているため始末書が添付してあります。以上です。

○議長（稲田秀敏君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。4番について説明致します。場所は本渡東小学校の上のほうです。前から倉庫も建てて駐車場としても使用していたということで、始末書が添付されています。雨水は既存の側溝へ流すとのこと。ご審議をよろしくお願います。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 5番について説明します。本町の譲受人は、病院職員の駐車場としたいため、本町の譲渡人外1名から、本町の畑2筆325㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（稲田秀敏君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。5番について説明致します。場所ですが、本町下河内に入りましてすぐのところに施設があります。ここは病院でして、随時患者さんが増

えますので、その家族の駐車スペース確保する必要がありますので、職員の駐車場として申請地を現在の高さから5m程下げて利用したいとのございました。周囲は山で別に問題ないかと思えます。よろしく審議をお願いします。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。佐伊津町の譲受人は宅地拡張するため、奈良県大和郡の譲渡人から佐伊津町の田67㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に宅地の一部として利用してありますので、始末書が添付してあります。以上です。

○議長（稲田秀敏君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。6番について説明致します。まず場所ですが、佐伊津に向かう途中の上り坂のところにロッキーがございます。その近くに本渡の森があり、そちらに少し上ったところにあります。譲渡人と譲受人ですが、譲渡人の奥さんと譲受人の方は姉弟でございます。譲渡人は歳を取ったら佐伊津に帰る予定でしたが、当分は帰らないし、申請地が譲受人の近くに位置するため譲受人へ売りたいとのございました。平成元年に家を建てられたそうですが、その際に67㎡程ちょっと軒先が出ておりました。今度分筆してちゃんとしたということでした。始末書も添付してあります。庭は綺麗に管理されておりました。問題なからうかと思えます。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 7番について説明します。大阪市の借受人は、太陽光発電施設を

設置したいため、五和町の貸渡人から、五和町の畑3筆2,230㎡を賃貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（稲田秀敏君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。7番について説明致します。借受人である会社の代表者は五和町出身でございます。場所ですが、鬼の城公園のすぐ上になります。ここは朝から晩までよく日が当たる場所です。太陽光発電するにあたっては非常に良い場所だと思います。周りには少し路地栽培がありますが、影響は無いかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

○3番（川原昭雄君） 3番、川原でございますが、代表者は五和町出身と言われましたが、借受人は相当金を持った方だろうと思っておりますが、参考になろうと思っておりますので、もう少し具体的に会社の設立等の説明を求めます。

○7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。この会社は取締役が3人と監査役がいらっしゃいます。事業の目的は不動産業務、不動産取引に関する信用調査及び信用保証業務、不動産鑑定業務、測量業務、太陽光発電・売電業務、損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務、有価証券の売買・運用及び投資業務、喫茶店及びレストランの経営・管理及び企画に関する業務、各種企業に対する経営診断及び事務処理の請負業務、上記に対する関連する一切の業務となっております。設立は、昭和47年8月19日でございます。ただいま申し上げましたことは平成26年7月31日変更となっております。

○3番（川原昭雄君） 我々が期待することは、常に天草市、あるいは天草全体に影響があるような会社なら本当に諸手を上げて賛成をしなけりゃならんわけではございますが、今代表者をお願いして、天草に労働者を必要とする企業が求められておるわけでございます。残念ながら、あんまり効果はないようでございます。佐々木委員にそういう提案をしてもraitたいので、何かの都合が合ったらお願いを申し上げたいと思っております。以上です。

○議長（稲田秀敏君） 他に質疑はございませんでしょうか

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎真二君） 8番の説明を致しますが、8番と続きます9番につきましては、借受人が同じで、転用の申請内容も同じでございますので、8番と9番を一緒に説明させていただきたいのですが、議長、いかがでしょうか。

○議長（稲田秀敏君） ただいま8番と9番は同一人物同一目的ということで説明を一緒によろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○議長（稲田秀敏君） それでは事務局、8番と9番を一緒に説明をお願いします。

○事務局（藤崎真二君） 8番について説明します。倉岳町の借受人は、太陽光発電施設を設置し売電したいため、倉岳町の貸渡人から、倉岳町の畑836㎡を賃借権により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

9番について説明します。倉岳町の借受人は、太陽光発電施設を設置し売電したいため、倉岳町の貸渡人から、倉岳町の畑1,244㎡を賃借権により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（稲田秀敏君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。8番について説明致します。地図は資料④11ページになります。申請地は国道266号線倉岳高校の近隣地でございます。現在は写真で見るとおりでございます。両側が雑木林に囲まれております。借受人は現在水産業をいとなまれていらっしゃいまして、従業員が30名程雇用なされています。売電事業をしたいということと倉岳町棚底を中心に荒地対策をされるということです。本件は資金計画書、事業計画書並びに区長の排水同意書等も揃えています。よろしくご審議をお願いします。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。9番について説明致します。8番案件と同じく倉岳

高校の近くになります。こちら事業計画、資金計画、区長の排水同意書も得ています。
こちらなら問題ありません。よろしく審議をお願いします。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に10番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 10番について説明します。熊本市の譲受人は、太陽光発電施設を設置したいため、新和町の譲渡人から、新和町の畑3筆1,696㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（稲田秀敏君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 担当委員が欠席のため、代わりに事務局から説明をさせていただきます。申請地につきましては、新和町の小宮地、竜洞山の登り口ですね。旧宮南小学校の体育館付近に位置しております。新和町の譲渡人から熊本市の譲受人が売買により取得して太陽光発電施設を設置するという申請です。特に問題はないと思われまして担当委員も申しておりましたので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に11番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 11番について説明します。志柿町の譲受人は、事務所の来客者用駐車場として利用したいため、志柿町の譲渡人から、志柿町の畑181㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（稲田秀敏君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。場所は瀬戸のループ橋より下浦の方へ500m程行った左側の山の根です。国道から少し離れております。181㎡と狭い土地でございます。設計事務所を近隣に作られるにあたって、お客さん用駐車場としたいということです。特に問題ないと思いますけれど、よろしくご審議をお願いします。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（稲田秀敏君） 日程第5、議第42号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第42号について説明します。資料②の6ページからご説明致します。利用権の新規設定の計画が14件、再設定の計画が2件、転賃の計画が9件、合計で25件、総面積は87,849㎡となっております。9ページ目の11、13、15、17、19番につきましては、農業生産法人による賃借権設定の案件でございます。

また、農地利用集積円滑化団体・あまくさ農業協同組合における転賃分が9件でございます。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、11ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませぬの声あり）

○議長（稲田秀敏君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定25件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（稲田秀敏君） 日程第 6、議題 43 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の取り消しについてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第 43 号について説明します。資料②の 12 ページをご覧ください。農業経営基盤強化法による農用地利用集積計画の取消について、平成 26 年 1 月、第 1 回総会の議第 4 号 28 番の農業経営基盤強化法による農用地利用集積計画において、土地名義人が、4 名の共有名義であります。共有者の同意が得られていない。土地名義人と利用権設定申出書及び利用集積計画書の貸付者の名称が一致しない。

以上のことから、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 1 の (8) の「共有者の同意」要件が満たされていなかったことなど、申出書の記載内容に瑕疵が見つかりましたので、農業経営基盤強化促進法施行通知第七の 9 の (2) に基づき、農用地利用集積計画を取消す必要があります。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました件につきまして質疑はありませんか。

○事務局（森内健二君） 補足説明がございます。この件につきましては、関係者の方から文書開示の請求がありまして、これをきっかけに申出者の再確認をして分かったものです。申し訳なかったと思います。この農地は河浦町の路木になります。約 1ha の農地です。所有者は法人が 1 名と個人が 3 名です。個人の 3 名が大正時代に登記されたものですので、現在お孫さんが各地に 5 名いらっしゃいます。このままでは農地の売買や貸借もできない状態です。大変だと思いますけれど、できれば地元の農業委員さんが相続権者を探して所有権を移転するなり貸借契約をしていただければと思います。以上、補足説明を終わります。

○議長（稲田秀敏君） ただいま補足説明がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は原案通り取り消しの決定を致します。

○議長（稲田秀敏君） 日程第 7、議題 44 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） お手元の資料②の 13 ページ及び前方のスクリーンをご覧ください。議第 44 号の 1 番について説明します。五和町の申請人は、五和町の畑 408 m²を非農地化したいというものです。

次に、2番について説明します。五和町の申請人は、五和町の畑 668 m²を非農地化したいというものです。

次に、3番について説明します。五和町の申請人は、五和町の畑 50 m²を非農地化したいというものです。

次に、4番について説明します。五和町の申請人は、五和町の畑 204 m²を非農地化したいというものです。

次に、5番について説明します。栖本町の申請人は、栖本町の畑 5,245 m²を非農地化したいというものです。

次に、6番について説明します。下浦町の申請人は、下浦町の畑 2,015 m²を非農地化したいというものです。

○事務局（寺澤大介君） 7番について説明します。北九州市の申請人は、下浦町の畑 1筆 1,100 m²を非農地化したいというものです。

次に、8番について説明します。下浦町の申請人は、下浦町の畑 1筆 264 m²を非農地化したいというものです。

以上、「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果、1番の1筆以外については非農地に該当すると思われま。以上です。

○議長（稲田秀敏君） 次に1番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。1番について説明致します。申請地は、五和町御領の北東に位置します。天草セントラル病院の南東側になります。現地確認を行ないましたけれども、一部竹が生えておりますけれど、草が生えている状態です。段上には甘夏がちゃんと植わってましたので、見た状態では原野や山林として認めるのは不適當だと思いました。農地として耕作可能であると思います。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

○38番（本田実君） 38番、本田です。1番の案件は、畑のままでもいいんですか。結局非農地として認めるのですか。どちらですか。どちらの質問を投げかけられているのか私は理解できんとですけど。事務局の説明では、畑のままですということですよ。非農地としては認めないということですよ。

○27番（山本隆久君） スクリーンを見てもらえば分かると思いますが、私が見る限りでは農地として復元することが不可能とは思われませんので、そのまま畑の状態です非農地

化は却下と思います。

- 議長（稲田秀敏君） 1番は農地として認定したいと地区担当委員から説明がありました。この件につきまして、決をとりたいと思います。非農地として認定しないという方は挙手をお願いします。

（多数の挙手あり）

- 議長（稲田秀敏君） 多数の挙手がありましたので、本件は非農地として認めないことと致します。

次に2番について担当委員より説明をお願いします。

- 27番（山本隆久君） 27番、山本です。2番について説明致します。先程の1番の案件の近くです。スクリーンを見て分かりますように、雑木と灌木類に覆われており簡単に農地へ復元するのは困難だと思います。よって山林にするのが適当だと思います。以上です。

- 議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

- 議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

- 議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は申請どおり非農地と認定し、現況地目を山林として認定致します。

次に3番について担当委員より説明をお願いします。

- 27番（山本隆久君） 27番、山本です。3番について説明致します。2番案件の近くになります。スクリーンを見て分かりますように、雑木と灌木類に覆われており簡単に農地へ復元するのは困難だと思います。よって山林にするのが適当だと思います。以上です。

- 議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

- 議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

- 議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は申請どおり山林と認定致します。

次に4番について担当委員から説明をお願いします。

- 27番（山本隆久君） 27番、山本です。4番について説明致します。場所はセントラル病院から本渡側になります。スクリーンを見て分かりますように、雑木と灌木類に覆われており簡単に農地へ復元するのは困難だと思います。よって山林にするのが適当だと思います。

す。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は申請どおり山林と認定致します。

次に5番について担当委員から説明をお願いします。

○21番（宮崎義一君） 21番、宮崎です。5番について説明致します。場所は栖本町の大河内地区にございます。申請人から場所を教えてもらって確認しました。以前みかんを植えられて20年以上ほとんどほったらかしにしていたそうです。そうしたら雑木が植わり、私も80近くなり手入れをするということができないので、山にしてほしいですとのことでした。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は申請どおり山林と認定致します。

次に6番について担当委員から説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。6番について説明します。申請地は、栖本トンネルの手前の金焼という地区の山の上になります。50年位前にみかんを作られていて、30年位前にみかんを切ったそうです。現地を見に行きましたけれど、周りは全部山です。非農地として認定していいのではないかと私は思いました。以上です。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は申請どおり山林と認定致します。

次に7番について担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。7番と8番は一緒に説明したいと思います。とい

うのは、同じ場所で、筆界未定同士の申請だからです。現地確認を行ないましたが、スクリーンのとおり現地には雑木が生い茂った状態で、容易に農地に復元することは困難と思われる為、「山林」として認定することが適当と思われる。よろしくご審議をお願いします。

○議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は申請どおり山林と認定致します。

つづきましてただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は申請どおり山林と認定致します。

○議長（稲田秀敏君） 日程第8、議題45号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）についてを議題と致します。経済部農業振興課から議案の説明をお願い致します。

○農業振興課（小川隆基君） 皆さんこんにちは。農業振興課の小川です。よろしくお願い致します。では始めにですね、皆さんご承知のとおりではございますけれど、改めまして基本構想の背景、それから変更の理由についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、国の法律に「農業経営基盤強化促進法」というのがございます。この法律は「効率的で安定的な農業経営を育成する」という目的を実現するため、農業経営の規模拡大、生産方式・経営管理の合理化などを進めていく意欲のある農業経営者、いわゆる認定農業者を総合的に支援するために、国が平成5年に制定した法律であります。この農業経営基盤強化促進法第5条に基づき、県が地域の特性に則して策定したのが「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」でございます。さらに、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、県の基本方針に則しまして、市の方で「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」というのを平成18年8月に策定しております。この計画は一言で言えば、天草市の概ね10年先に向けた農業のあり方などについて、総合的に定めた計画ということになります。また先程の県の基本方針というのは概ね5年に1回見直しをすることになっていまし

て、平成 23 年の 3 月に改正がされたところでございます。この県の改正を受けまして、市の基本構想を平成 23 年 9 月に改正したのが現在の基本構想になります。

今回、基本構想を改正する理由と言いますのが、国の農業経営基盤強化促進法が農地中間管理機構の事業の特例事項、青年等の就農促進に関する事項、及び農業経営基盤強化基本方針の規定事項の拡充により一部改正されたことによります。この促進法の一部改正を受けて、県が農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を本年 6 月に改正しておりまして、さらに県の基本方針の改正に伴い天草市の基本構想を改正する必要性が生じたためでございます。

また改正にあたっては、農業経営基盤強化促進法第 6 条第 5 項、及び同法施行規則第 2 条により農業委員会や農協から意見を聴くこととなっております。そこで本日この総会で皆様のご意見を伺いするというものでございます。

それでは今回変更点について個別にご説明したいと思います。皆様にお配りしております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（案）天草市」の新旧対照表に沿って変更点を説明させていただきます。

今回の改正は、本来であれば来年度が県の基本方針の 5 年に 1 回の見直しになりますので、市の基本構想も来年度以降に全体的な改正をすべきところですが、先に申し上げましたように、国の法律が一部改正されたことにより、その部分に対応するために改正をすることとしております。従いまして、主に農地中間管理機構事業と青年等の就農促進に関する事項によるものと現基本構想に新たに追加すべき事項があれば追加するというものでございます。

まずは、1 ページの「第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」でございます。資料に向かって右側が変更前で左側が変更後ということで、変更箇所は朱書きでアンダーラインを引いております。始めに、青年等の就農促進に関する事項になりますが、ページ中段に新規就農者への対応推進につきまして、「新規学卒者の後継者のほか UI ターン者、非農家からの新規就農者に対して、就農動機や年齢の多様化に応じた対応を推進する」という内容を追加いたしております。

続いて、2 ページになりますが、天草市の農業構造の説明の中に、地域農業を守る上で「人・農地プラン」の必要性について追加しております。それから「集落営農組織」に関する文言を修正しております。これは、既存の「下浦営農組合」、「山口営農組合」、「宮地岳営農組合」、「楠浦営農組合」がそれぞれ法人化された内容を追加して修正しております。

続いて 2 ページから 3 ページにかけてですが、意欲と能力のある農業者が経営の発展を目指すに当たっての支援について記載している部分ですが、農業委員さん方による農地の

出し手と受け手の結び付け活動の強化と、「人・農地プラン」の話し合いによる利用権設定等を進めるという内容を追加させていただいております。併せて、その次の部分で農地の流動化に関しまして、農地の集積・集約化のためにJAの円滑化事業に加え農地中間管理事業の推進について追加しております。さらに、今後、担い手が不足する地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化に向けた取組について、指導・助言を行う内容を記載しております。

また、3ページ以降ですが、県の機関であります「県天草地域振興局」を「天草広域本部」という名称にそれぞれの該当箇所を変更しております。

続いて5ページになりますが、「6」として、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する支援について追加しております。内容につきましては、平成25年度の新規就農者の状況と、今後の確保・育成すべき人数と目標を記載しております。国は新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという目標を掲げており、また県は年間390人という目標を示しておりますので、これを踏まえ天草市は青年等の農業者を年間25人確保することを目標にしております。

また、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得の目標として250万円としております。農業所得の目標につきましては、青年就農給付金に係る所得目標を250万円としていることと整合性を図っております。併せて青年等農業者の確保・育成には地域総力を挙げて取組み、認定農業者へと誘導していく内容を記載しております。

続いて、5ページの下段に「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理方法、農業従事の態様に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」でございますが、こちらは認定農業者に関する指標を示した部分でございます。内容に変更はございません。

次に、6ページをお開き下さい。こちらが、今回新たに農業経営を営もうとする青年等の経営指標について追加している部分です。認定農業者に関する指標の追加する形で「第2の2」としております。

農業経営開始5年後の数値目標として、農業所得目標を250万円程度、労働時間を2,000時間程度としております。

次の7ページから、青年等の営農類型表になります。概ね農業所得が250万円になるよう熊本県農業経営指標に基づき算出した数字でございます。認定農業者の類型表をベースに算出しております。

経営「不知火+河内晩柑」は作付面積を河内晩柑で20a、不知火で露地、屋根掛け、加温それぞれ10aずつで50aの経営面積としております。それから2段目の「水稻+温州み

かん+不知火」は、早期稲作を 100a、温州を 30a、不知火を 20a で 150a の経営面積としております。

次に 8 ページをお開きください。1 段目の「水稻+肉用牛一貫」は、水稻と 100a、繁殖牛 10 頭、肥育牛 15 頭としております。2 段目の「水稻+葉たばこ」は、水稻を 100a、葉たばこ 80a で経営面積が 180a としております。

次に 9 ページですが、「水稻+ばれいしょ」の作付面積を 300a としております。2 段目の「水稻+レタス」で経営面積を 300a、3 段目の「オクラ+インゲン」で経営面積を 20a としております。

続いて 10 ページです。1 段目「水稻+イチゴ」で経営面積を 110a、2 段目の「水稻+きゅうり」で経営面積を 120a としております。

続いて 11 ページです。「ミニトマト」の経営面積を 10a、「トルコギキョウ」の経営面積を 15a としております。

次にめくって 12 ページをお願いします。「第 3 章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項」になります。

「2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項」の「(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組」の部分で、農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の文言を追加しております。これは、「農地保有合理化事業」が廃止され、新たに「農地中間管理事業」が始まったことによる変更でございます。

次に同じページの「第 4 章 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」になります。変更前にありました、「2 の農地保有合理化事業促進事業」を削除しまして、一つずつ挙げて 6 番目に「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業」を追加しております。

次に 13 ページでございますが、「1 の利用権設定等促進事業に関する事項」を記載しておりますが「農地保有合理化事業」に関する部分を「農地中間管理事業」に変更しております。また、14 ページの「3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項」で「(8) の②」で「農地合理化法人」を「農地中間管理機構」に変更しております。

続いて 14 ページから 15 ページにかけてですが、14 ページの下段に「6」として「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項」を追加で記載しております。

「(1) 受入環境の整備」ですが、就農希望者に対して、就農に向けた研修や空き家に関する情報を提供する内容になっております。「(2) 情報の共有と指導支援に関する事項」は、

県、市、JA、市担い手協議会が連携して、巡回指導を行う内容にしております。「(3) 就農初期段階での支援に関する事項」は、認定農家の会や4Hクラブの交流を記載しております。「(4) 経営力の向上に向けた支援に関する事項」は、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会提供。「(5) 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導に関する事項」は、青年等就農者を認定農業者へと誘導していく内容となっております。「(6) 関係機関等の役割分担に関する事項」は、関係機関の役割分担についてでございます。以上、(1) から (6) は、青年等の育成・確保に関する事項として、県の基本方針と整合性をとる形で記載しておりますが、いずれにしましても、就農前から営農定着まで市、県、JA、農業委員会、担い手協議会が連携を図りながら支援をしていくこととしております。

次に同じく 15 ページですが、下段に、「7」の「その他農業経営基盤の強化を促進するための必要な事項」の中に、「農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項」を新たに追加しております。

続いて 16 ページをお願いいたします。「第 5 農地利用集積円滑化事業に関する事項」でございます。こちらに関しましては、農地保有合理化法人制度が廃止され、農地売買等事業を農地中間管理機構が行うこととなったことに伴い、「農地保有合理化事業・法人」を「農地中間管理機構・事業」に名称を該当箇所について変更しておりますが、新たに追加する内容としましては、「(2)」で農地利用集積円滑化団体、JAさんになりますが、円滑化団体と農地中間管理機構が農地の利用集積を連携して進める内容を記載しております。

以上が基本構想の変更における説明ということになります。皆様のご審議をよろしく願います。

- 議長（稲田秀敏君） ただいま説明がありました件につきまして、皆様方の質疑はございませんでしょうか。
- 24 番（山田勝彦君） 24 番、山田です。この資料を今日見て、今日聞いて、なんか質問なかですかそれは無理じゃなかでしょうか。この資料見て何か意見を聞くのなら、4、5 日前にでも事前に送ってもらって、それで会議に出してもらおうと意見はなにか出てくると思います。
- 農業振興課（小川隆基君） この案件につきまして県との調整予定が 8 月の総会に諮らないと間に合わないというのがありまして、7 月から 8 月上旬まで県とやり取りしていた経緯がございます。最終的にできあがったのが先週末だったので、今回の総会前に送付することができなかったというのが実情でございます。その点は大変深くお詫びしたいと思います。申し訳ございませんでした。

○18 番（森岡一正君） 18 番、森岡です。農業経営開始以降 5 年の目標として 250 万円程度とありますが、5 年後に 250 万円程度の所得で経営はされるですかね。そこら辺に関して質問致します。

○農業振興課（小川隆基君） 説明の中でもふれたのですが、青年就農給付金というのがございます。新しく農業される方に年間 150 万円給付するものです。天草市の場合は 75 万円ずつ前期と後期に分けて給付されます。青年就農給付金の申請の際に、農業経営の改善計画を出していただきます。計画の中に 5 年後に所得が 250 万円になるように設定をしております。仮に 3 年後 250 万円を達成した場合にはそれ以降の給付金はないこととなります。250 万円というのが、農業経営をしていく上での基準として捉えております。

○18 番（森岡一正君） 分かりました。

○議長（稲田秀敏君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田秀敏君） ご異議がありませんので本件は異議なしとして決定致します。

○農業振興課（小川隆基君） ありがとうございます。最後になりますけれど、説明の中でふれましたが、来年度が本格的な構想の見直し年度になります。今日委員さんからご指摘がありましたように、次回は前もって資料を見ていただくような計画をとりたいとおもいますので、ご了承いただきたいと思います。申し訳ありませんでした。ありがとうございます。

○議長（稲田秀敏君） 農業振興課の小川さんには前もって資料を提出していただきたいと思います。本日はありがとうございました。

○議長（稲田秀敏君） 日程 9、報告事項について事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 今回、許可不要転用届け及び利用形状変更届け等の報告事項はございませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 26 年天草市農業委員会第 8 回総会を閉会致します。

午後 4 時 10 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会長職務代理者 稲田秀敏

署名委員 山本友保

署名委員 福本富人

